

議案第 4 3 号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年日出町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該
当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 町長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭
的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り
扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、
利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が
提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（２） 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設

の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第39条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

家庭的保育事業者等に対する連携施設を確保すべき基準及び居宅訪問型保育を実施する基準を改めたいので提出する。